



空き家バンク登録物件が対象 の補助制度が **新登場!**

ど ん な 補 助 制 度 な の ?



空き家バンクに登録された物件を対象に、**室内にある家財道具等の片付けやリフォーム
工事にかかった費用の一部を補助する制度**です。

・補助率 片付け、リフォーム工事ともにかかった**費用の1/2（上限10万円）**
ただし、定住を目的に購入した物件をリフォームする場合は、**上限50万円にアップ!!**

補 助 を 受 け る 要 件 は あ り ま す か ?



まず、確認いただきたい要件は次の3つです!!

①補助対象者について

・**空き家バンク登録物件の所有者**もしくは**空き家バンクを利用して登録物件を購入または借りた方**が対象となります。

②片付け・リフォーム工事の申請時期について

・事業実施前に申請が必要です。

③施工する業者について

・片付けについては、坂城町の許可を受けた一般廃棄物処理等の業者。リフォーム工事については、坂城町に事業所を有する法人または、住所がある個人事業主が実施するものに限りです。

上記以外にも要件がありますので、**申請をお考えの方は事前に町建設課管理係へ
ご相談いただきますようお願いいたします。**

【お問い合わせ先】 坂城町役場 建設課管理係 0268-82-3111（内線 175）

